

## 第 1061 回教育委員会 会議録

平成 30 年 8 月 21 日

14:30～15:15

### ①開 会

<廣瀬教育長>

ただいまから、第 1061 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、山川委員と森岡委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

<廣瀬教育長>

これより議事に入ります。

### ④議 事

<廣瀬教育長>

議第 1 号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における平成 31 年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長及び高校教育課長より説明願います。

<特別支援教育課長>

議第 1 号につきましては、山形県立特別支援学校小学部・中学部及び山形県立中学校における平成 31 年度使用教科用図書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

1-2 から 1-14 までが、「山形県立特別支援学校の小学部における平成 31 年度使用教科用図書採択案」及び「山形県立特別支援学校の中学部における平成 31 年度使用教科用図書採択案」でございます。1-18 が「山形県立特別支援学校小学部・中学部における教科用図書の採択について」となっております。

前回の教育委員会で、使用する教科書とその手続きについては御説明させていただきましたが、簡単に触れさせていただきます。

各特別支援学校での選定においては、学校教育目標や各学部の指導の重点に応じた教育課程に沿ったもの、児童生徒の能力、適性等に応じ、学力向上に資するもの、興味・関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、自立に向けて必要な知識や技能を習得できるもの、各種障がい、個々の障がいの状況、学習歴などに応じて、活用できるもの、という選定の方針を踏まえて、各学校に教科用図書選定委員会を設置し、最終的に校長が選定いたします。各学校で選定された教科書につき

ましては、教育委員会事務局で教育課程との照合、選定理由の確認等を行った後、教育委員会に付議し、決定、採択となる手続きとなります。

1-2 ページを御覧ください。選定された図書について説明いたします。「1 文部科学省検定教科書」は、文部科学省の検定を経た教科書になります。山形盲学校小学部など6校で選定しております。

1-3 ページを御覧ください。「2 文部科学省著作教科書」です。視覚障がい者用教科書、点字版は、検定済教科書を点字訳した教科書で、山形盲学校小学部で選定しております。聴覚障がい者用教科書は、山形聾学校、酒田特別支援学校の小学部が選定しております。知的障がい者用教科書は、1つ星本から4つ星本まであり、内容は段階的になっております。山形盲学校など3校が選定しております。

1-4 ページを御覧ください。「3 一般図書」につきましては、児童生徒の実態に応じるため、学校教育法附則第9条により、市販の一般図書を使用するもので、知的障がい、重複障がいの児童生徒の選定が多くなっております。文字だけでなく、図や絵、写真等の視覚的情報が豊富になっております。今年度は知的障がい特別支援学校を中心に、発行者36者、142種を選定しております。

1-7 ページを御覧ください。一般図書扱いの点字教科書、拡大教科書についてであります。山形盲学校小学部で選定しております。

1-9 ページを御覧ください。ここからは中学部となります。中身的には小学部と同じような選定状況であります。

1-19 ページを御覧ください。選定校が多い一般図書についてであります。「さわってあそぼうふわふわあひる」の選定理由につきましては、様々な色使い、肌触り等、子どもたちが楽しんで読むことができるというような理由で選定されているところでございます。

以上のように事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づき、各特別支援学校の選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査いたしました。その結果が、今回の特別支援学校小学部と中学部の教科用図書採択案であります。

以上、特別支援学校における平成31年度使用教科用図書として御採択をよろしくお願いいたします。

< 高校教育課長 >

次に県立中学校について御説明いたします。県立東桜学館中学校については、併設型中高一貫教育校の中学校であり、その教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項において、学校ごとに採択を行うものとするがあります。

校内に教科書選定委員会を設置し、学校の教科書選定方針に則り、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてまいりました。

それでは、県立東桜学館中学校で使用する教科書について御説明いたします。

1-15 ページの採択案を御覧ください。選定に当たっての全体的な

観点ですが、東桜学館の基本理念である「高い志」「創造的知性」「豊かな人間性」を育てるために、探究的な学習や協働的な学習を推進するのに適しているか、東桜学館の学習の特色である、充実した理数教育と国際教育を推進するのに適しているか等を方針とし、教科書を選定いたしました。

また、教科ごとの具体的な選定理由を記した選定理由書も必要があれば、御覧いただけます。また、今回採択された教科書も必要があれば、御覧いただけます。

今年度は「特別の教科 道徳」についての採択の年となっており、「教科用図書採択の基本方針」に基づいて「考える・話し合う」ための資料が掲載されており、生徒が話し合いを進め、考えを広げ深める授業を構成するために有効であること、「中学生の道徳ノート」は道徳的価値とリンクしており、教科書の題材と併用することで、道徳的価値の変容や深化を捉えることができること等を理由とし、選定しております。

また、中学校の教科書は、原則4年に1回採択替えをすることとなっており、直近の採択替えは平成28年度使用教科書でございました。従って、平成31年度使用教科書は昨年度採択していただいた教科書と同じものを採択していただくことになります。

数学においては、高校の内容を約70時間分先取りして学習することとしており、3年生の数学において高等学校用の教科書を使用することとなっております。こちらの教科書については、発展的な問題に取り組ませる配慮が見られ、能動的な学習に適しているだけでなく、文章や図表による注釈により、理解の幅を膨らませたり、各単元で、数学の歴史に触れ、数学のおもしろさや現代社会との関わりを理解したりすることができ、数学の学びを一層深化させる工夫があるという理由により選定いたしております。

「教科用図書採択の基本方針」に基づいて校長が選定したものを、担当課で厳正に審査したものでありますので、よろしく御採択をお願いいたします。以上でございます。

<廣瀬教育長> それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第2号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成31年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明願います。

< 高校教育課長 >

議第 2 号は、山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成 31 年度使用教科用図書の採択について、お諮りするものでございます。

まず、資料について確認させていただきます。

2-2 ページから 2-21 ページまでが、平成 31 年度使用教科用図書統括表、平成 31 年度使用教科書選定状況及び山形県立特別支援学校の高等部における平成 31 年度使用教科用図書採択案になります。2-24 ページが平成 31 年度使用教科用図書採択について、2-25 ページから 2-27 ページが代表的な学校 3 校の「教科書選定の観点」、2-28 ページと 2-29 ページが選定率が高い教科書の選定理由について、2-30 ページが県立特別支援学校の高等部における教科用図書の採択について、でございます。

なお、各県立高等学校の選定理由書をまとめた別冊の「選定理由書」も準備しておりますので、必要に応じて御覧いただければと存じます。

はじめに、2-24 ページの「Ⅰ 県立学校の教科用図書採択に関する基本方針」を御覧ください。県立学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはございません。そこで本県では、「県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、教育委員会が審査し採択する。」という、「県立学校の教科用図書採択に関する基本方針」を、平成 9 年 4 月の教育委員会で定め、以降、毎年、各県立学校に通知しています。

7 月の定例教育委員会でも御報告いたしました。この基本方針に従い、採択事務を進めてまいりました。

次に「Ⅱ 本年度これまでの経過」についてですが、4 月から 7 月にかけて、各県立学校において、教科書の調査研究を実施しております。

県内の全ての県立高等学校に「教科書選定委員会」が設置され、学校の教育目標や生徒の実態を踏まえた組織的な選定及び公正の確保や採択事務処理の適正化に努めてまいりました。

7 月には教科書審査を実施し、各教科担当指導主事が、各校が選定した教科書について、教育課程表などと照合して、点検・確認・指導を行っております。

県立高等学校は、普通科・専門学科・総合学科の学科別、全日制・定時制・通信制の課程別、さらには、進路志望等により、その実態はきわめて多様です。

そこで、県教育委員会としましては、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、十分な調査・研究を行い、公正で且つ適正な選定を行うよう指導しております。

< 特別支援教育課長 >

次に県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。

特別支援学校高等部の教科書の選定にあたっては、教育課程を十分に検討の上、高等学校用検定教科書・小学校用検定教科書・中学校用検定教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の中から、適切な教科書を選定しております。

学校教育目標や高等部の指導の重点に応じた教育課程に沿ったもの、児童生徒の能力、適性、また興味・関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、学力向上に資するものという選定の方針を踏まえて、校長が選定しております。高等部ですので、特に、自立に向けて必要な知識や技能を習得できるものという観点で選定している点が特色です。

選定された各教科書について、教育委員会事務局で慎重に審査し、その結果を2-19ページから2-21ページにまとめております。

最初に2-19ページを御覧ください。文部科学省検定済教科書の高等学校用教科書は山形盲学校など4校が選定しております。視覚障がい者用教科書については点字版の教科書になります。こちらは山形盲学校で選定しております。知的障がい者用教科書については米沢養護学校等、4校で選定しております。

2-20ページを御覧ください。一般図書につきましては、山形県教育委員会作成の一般図書一覧掲載分の教科用図書について、各学校において、このように選定されております。

2-21ページを御覧ください。一般図書扱いである点字教科書、拡大教科書につきましては、山形盲学校高等部で選定しております。

2-30ページを御覧ください。選定率が高い一般図書を記載しております。ジアースの「知的障害や自閉症の人たちのための見てわかるビジネスマナー集」など、働くことについてのマナーや基礎知識、ルールなどについて、整理して分かりやすく提示してある等の理由により選定されております。

各校とも、在籍する生徒の障がいの状況、学びの状況に応じて、一人一人が十分に活用し学習できる図書を選定しています。

以上が特別支援学校高等部における教科書採択の御説明になります。よろしくお願いたします。

<廣瀬教育長>

会議の途中ですが、ただいま1名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、了承願います。

<高校教育課長>

資料の方、お戻りいただきまして、2-2ページを御覧ください。選定状況の全体概要になります。

2-3ページと次の2-4ページが第1部で、平成25年度から年次進行で全面実施されました現行の学習指導要領に基づく教科書の選定状況です。

2-5ページが第2部で、従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書の選定状況となります。なお、第2部の教科書については、現在の学習指導要領で使う教科書が発行されていない場合で、以前の学習指導要領において教科書が発行されている場合に、選定することができるものです。今回は、農業の科目において第2部から1点選定しております。

第1部、第2部合計すると、発行されている831点の教科書のうち、

県立高等学校、特別支援学校、併せて、598点を選定されております。割合にしますと、発行されている全教科書のうち、72.0%の教科書を選定されていることとなります。

続いて2-25 ページからの資料2を御覧ください。代表的な学校3校の「教科書選定の観点」を載せております。2-25 ページが主に進学を目指す普通科高校、次のページが専門高校、さらに次のページが総合学科を持つ高校です。

また、2-28 と 2-29 ページには、県立学校において、選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載しております。選定の理由としましては、教科書の内容、構成が当該学校の生徒にとって適しており、わかりやすく、生徒の興味・関心を喚起し、かつ、生徒の学力向上に資する内容であることを選定の理由に挙げる場合が多くなっております。

以上、御説明申しあげましたが、いずれも「教科用図書採択の基本方針」に基づいて各校長が選定しましたものを、関係課で厳正に審査したものでありますので、よろしく御採択をお願いいたします。

以上でございます。

<廣瀬教育長> それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第3号「平成31年度山形県立東桜学館中学校の入学募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 「平成31年度山形県立東桜学館中学校の入学募集について」、御提案申し上げます。

東桜学館中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度開校いたしました。4年目を迎えます平成31年度の「県立中学校入学選抜基本方針」につきましては、平成29年8月、教育委員会において決定し公表しているところでありますが、その基本方針に基づき、この度、正式に募集公告を行うものです。なお、平成30年度入学募集から、日付等の変更はありますが、内容についての変更はありません。

改めて説明いたしますと、表に示しました通り、入学定員は、1学級33人の3学級で99人としています。男女別の内訳は同数程度としております。

入学志願要項についてですが、まず、「1 志願資格」については、(1)の①にあるとおり、「平成31年3月に小学校、義務教育学校の前期

課程又は、特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者」が基本となります。(2)には、県外からの受検など、県教育長が特別に志願を承認した者の具体例を掲載しております。

「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類」については、御覧のとおりで、提出期間は平成30年11月26日(月)から30日(金)午後3時までとなっております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてですが、選抜の資料は、小学校が作成する調査書と、県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接の結果を用いることとします。その実施日は平成31年1月12日(土)で、県立東桜学館中学校・高等学校で実施し、選抜結果通知書を1月17日(木)の午後3時に発送いたします。

その他、詳細につきましては、「5 その他」にあるとおり、9月中旬に完成予定の入学者選抜実施要項で示し、9月29日(土)、30日(日)に実施する中学校入学者選抜出願手続き説明会で保護者へ周知してまいります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。御承認いただいたのちは、8月31日(金)発行の県公報に掲載して募集を公告する予定としております。以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第4号「平成32年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 「平成32年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について」、御提案申しあげます。

東桜学館中学校の入学第5期生となる現小学5年生が対象の入学者選抜基本方針です。毎年8月に、その年度の募集公告と、次年度の基本方針を決定していくこととしております。

平成31年度基本方針からの変更点は、年次等の変更の他、1の(3)にある出願受付期間、3の(1)にある適性検査等の実施日、4にある選抜結果通知書の発送日の3点について、曜日を固定していることから、平成31年度から日付が変更になります。

その他、基本方針の内容に関して変更した点はございません。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第5号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

◀ 議第5号は秘密会にて審議 ▶

⑤閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1061回教育委員会を閉会いたします。